

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月17日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第32号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給地域) 第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、豊田市、大阪市、府中市、名古屋市、福岡市及び仙台市に属する地域とする。	(支給地域) 第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、豊田市、大阪市、府中市、名古屋市、 <u>多賀城市</u> 、福岡市及び仙台市に属する地域とする。
(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 5級地 福岡市に属する地域 (5) [略]	(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 5級地 <u>多賀城市及び</u> 福岡市に属する地域 (5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 平成27年3月27日から平成28年3月31日までの間において、多賀城市に属する地域は、地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第21号）による改正前の地域手当に関する規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域であり、かつ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第9号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第28条の2第2項に規定する地域手当の級地について同項第6号に規定する6級地であったものとする。